

奈良県県土マネジメント部におけるＩＣＴ活用実施方針

1. 趣旨

県土マネジメント部では、調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新までのあらゆる建設生産プロセスにおいて抜本的に生産性を向上させる重要な施策の1つとして、i-Construction を推進している。

このi-Constructionの1つである調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新までのあらゆる建設生産プロセスにおいて、3次元データを一貫して使用するＩＣＴを全面的に導入する「ＩＣＴの全面的な活用」（以下「ＩＣＴ活用」という。）について、奈良県県土マネジメント部が発注する土木工事において推進するため、必要な事項を定めたものである。

2. ICTの全面的な活用を推進する工種

これまでの技術の普及状況等を踏まえ、以下の工種について「ＩＣＴの全面的な活用」（以下、「ＩＣＴ活用」という）の推進を図るものとする。

ただし、その他の工種についても技術管理課と協議の上、ＩＣＴの活用の推進を計る必要があると判断された工種については、積極的にその活用の推進を図るものとする。

ＩＣＴを活用する工種

工事工種体系ツリーにおける下記工種（レベル2）とする。

- ・土工（道路土工、河川土工、砂防土工）
- ・舗装工
- ・付帯道路工
- ・法面工
- ・地盤改良工
- ・法覆護岸工
- ・排水構造物工
- ・擁壁工
- ・構造物工
- ・基礎工

3. 実施体制

ＩＣＴ活用の推進にあたっては、県土マネジメント部が一体となって取り組む体制を整備し、ＩＣＴ活用の推進のための各技術に関する実施要領、積算方法など必要な事項について具体的に周知するとともに、実用化が円滑に進むよう対応するものとする。

4. ICT活用の推進を図るための措置

4-1 ICTを活用した工事等

(1) ICT活用工事の実施

ICT活用工事とは、「奈良県県土マネジメント部におけるICT試行工事実施要領」に示す施工プロセスの各段階において、以下に示すICT施工技術を活用する工事である。

【施工プロセスの各段階】

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

4-2 必要な経費の計上

ICT活用工事を実施する場合、以下に応じて必要な経費を計上する。

(1) ICT活用工事（発注者指定型）

発注者の指定によりICT活用工事を実施する場合、別途定める積算要領により必要な経費を計上する。

(2) ICT活用工事（施工者希望型）

受注者からの提案・協議によりICT活用工事を実施する場合、設計変更の対象とし、別途定める積算要領により必要な経費を計上する。

※ 発注方式：ICT活用工事には、以下の種類がある。

➤ 発注者指定型

発注者がICTの活用を指定した工事で、技術提案項目にICTを設定しない発注方式

➤ 施工者希望型

施工者希望型には施工者希望Ⅰ型と施工者希望Ⅱ型がある。

・施工者希望Ⅰ型

施工者の希望によりICTの活用を選択することが可能な工事で、技術提案項目にICTを設定する発注方式

・施工者希望Ⅱ型

施工者の希望によりICTの活用を選択することが可能な工事で、発注者指定型及び施工者希望Ⅰ型以外の発注方式

4-3 工事成績評定における措置

ICT活用工事を実施した場合には、工事成績評定において評価するものとする。評価するICT活用工事は各要領によるものとする。

5. ICT活用工事の導入における留意点

ICT活用の推進にあたって、受注者が円滑にICT活用工事を導入して活用できるように、以下の項目について発注者として積極的な対応を図る。

5-1 監督・検査体制の構築と要領等の周知

ICT活用工事において、施工に活用する技術については、その技術に応じた監督・検査を実施することがICT活用の円滑な推進のために必要である。

このため、ICT活用工事に関する監督・検査体制の構築及び要領等を周知し、各要領等に基づいた監督・検査を実施するものとする。

また、デジタル技術を活用して業務の効率化を進めるため、新しい監督・検査等の手法を積極的に試行すること

5-2 設計データの3次元化のための費用負担と3次元設計データの取扱い

ICT活用を実施するために個々の技術に適合した3次元設計データ※が必要である。この設計データの3次元化にかかる費用は発注者が負担するものとする。

発注者は、受注者が3次元設計データを用いて設計図書の照査を行った結果を踏まえて、設計図書の変更を行うものとする。

※ 3次元設計データとは、道路中心線形又は法線（平面線形、縦断線形）、出来形横断面形状、工事基準点情報及び利用する座標系情報など設計図書に規定されている工事目的物の形状とともに、それらをTINなどの面データで出力したものである。出来形管理対象となる位置を線や座標としてデータ化したものも含むものとする。

附則

この要領は、令和4年6月1日から適用する。

この要領は、令和5年6月1日から適用する。

この要領は、令和5年8月1日から適用する。

この要領は、令和7年8月1日以降に起工する設計書から適用する。